

事務連絡
令和元年8月30日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）社会福祉法人担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

マネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（=Financial Action Task Force））において、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準の履行状況等について加盟国間（日本も加盟国）で相互審査を行っており、社会福祉法人を含む非営利法人についても、テロリスト団体による悪用等を避けるための対策を行うことが求められています。

その対策の一つとして、各国は可能な限り、非営利法人が規制された金融チャネルを通じて取引を実施するよう非営利法人に奨励しなければならない、とされております。

つきましては、特に海外事業を行う場合等の取引の決済等について、可能な限り、各国の当局により規制された正規の金融機関を通じて実施することを奨励していただきたく、貴管内の社会福祉法人に対して情報提供をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対しても情報提供していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

【参考1】関連ホームページ

- 警察庁HP JAFIC（犯罪収益移転防止対策室）と国際機関等の連携
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>
- 警察庁HP 犯罪収益移転危険度調査書（平成30年版）
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p3>

【参考2】政府において特定した、非営利法人のテロ資金供与に対する脆弱性、
非営利法人に関するテロ資金供与上の脅威の性質

- 脆弱性
 - ・テロ行為にさらされている地域やその周辺で活動を行っている。
 - ・海外送金、国外の者への資金提供を行っている。
 - ・資金提供先での資金使途が不透明である。
 - ・相当量の資金へのアクセスを有する。現金を集中的に扱う。
- 脅威の性質
 - ・テロ関係者がNPOを設立し、資金調達、資金移動、リクルート活動又はテロ支援活動を行う。
 - ・テロ関係者がNPOに関与し、寄付金を横領又は資金移動を行う。
 - ・NPOのパートナーである国外NPOにテロ関係者が関与している。

以上